

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
その翌日)

◇告 示 健康保険法による保険医の登録

保安林予定森林にする旨の通知

◇公 告 行政書士試験の実施  
◇雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更  
地方職員共済組合の昭和三十九年度決算の要旨

## 告 示

### 鳥取県告示第五百十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日  
石西 進 米子市皆生一四八〇 鳥医一一四八 昭和四十年九月二十五日

### ◇鳥取県告示第五百十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定予定に係る森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字西野字海上一二六四一、一二六四二、字小屋ノ谷  
一二五三一二  
二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐その他特別の理由があると認められる場合は、「次のとおりとする。
  - 一 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - 二 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、「省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いた記録に於する。」）

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次の要領により実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により公告する。

昭和40年10月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の期日及び場所

- (1) 期日 昭和40年11月5日（金曜日）
  - (2) 場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁第3会議室
- 2 試験の科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう（(1)及び(2)については、択一式によ

る。）。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令
- (2) 一般常識
- (3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかか該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 欠格事由

次の(1)から(5)までのいずれかか該当する者は、行政書士となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 禁治産者又は準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから2年を経過しないもの
- (4) 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 行政書士法第14条第1項の規定により登録取消しの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

5 出願期間  
昭和40年10月12日から昭和40年10月28日まで

6 受験手続  
試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に撮影した上半身手札型のもの)を添えて、鳥取市東町1丁目 鳥取県総務部地方課あて提出すること。

7 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

8 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。ただし、郵便により照会する場合は、返信料として10円切手を同封すること。

(別記様式)

行政書士試験受験願書

本籍

現住所

ふりがな  
氏名

生年月日

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えてお願ひします。

年月日 氏名  
鳥取県知事 殿  
◎

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款の一部を変更する定款を公告する。

昭和40年10月12日

地方職員共済組合 理事長 萩 田 保

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第二十二條第二号に次のように加える。

ヌ 新潟県競馬組合

第二十九條第一項中「割合」を「率」に改め、同條第二項中「割合」を「率」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表の負担金率欄に掲げる率中「千分の五十七」は、法第百十三條第四項に規定する職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八條の職員団体を含む。以下「職員団体」という。)の事務にもつばら従事する職員である組合員にあつては、「地方公共団体(国を含む。)千分の十五及び職員団体千分の四十二」とする。

別表中「秋田市川尻」を「秋田市山王四丁目」に、「熊本市行幸町」を「熊本市桜町」に改める。

附 則

この変更は、昭和四十年八月十八日から施行する。ただし、第二十二條

の委員親定は、昭和四十年八月一日から、第二十九條第二項の委員親定は、昭和四十年六月分以後の負担金としてつとむべき額用とする。

地方職員共済組合法第34条の規定に基づき、昭和39年度決算の要旨を公告する。

昭和40年10月12日

地方職員共済組合理事長 萩田保

昭和39年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

都道府県 46  
 一部事務組合 9  
 地方開発事業団 2

計 57

支部の数 47

2 組合員数、給料(俸給)額及び被扶養者数(年度末)

摘要	組合員種別					計
	一般	知事	短期	船員	船員継続	
組合員数	295,042	44	2	1,185	1	311,584人
給料(俸給)額	10,029,719	4,840	212	35,000	33	10,069,804千円
(1人当たり給料額)						32,318円
被扶養者数						580,151人
(1人当たり被扶養者数)						1,86人

3 組合の事務に従事する職員

摘要	経理単位							計
	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	
組合職員	131	6	125	821	24	51	264	1,422
都道府県職員	400		47	43	6	22	7	525
計	531	6	172	864	30	73	271	1,947

4 各経理単位別の収支の概況及び年度末貸借対照表の概況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1) 昭和39年度損益計算書 (単位百万円)

科目	経理単位									
	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
(収入)	7,236	12,481	88,393	4,233	1,033	124	0,4	230	439	104
入金	190	1,907	46	20	3	66	0,4	230	439	18
入金	7,426	14,388	154	417	252	1,223	0,4	230	439	224
その他の収入										
(支出)	8,171	1,973	70	6	294	11	18	101	45	
給付										
職員給料										
医薬品医療材料、飲食材料										
支の経理の繰入										
その他の支出										
計	8,171	2,023	146	513	237	1,175	0,4	222	440	220
差引当期損益	△745	12,355	8	104	15	48	—	8△1	4	4

別表(2)

昭和39年度未貸借対照表

(単位百万円)

科目	経理単位							貸付	物資	
	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	住宅			
(借方)										
現金、預貯金	485	973	19	175	51	234	0,2	148	31	48
金 銭 信 託	203	1,371	28	113	47	176	0,1	36	17	1
その他の流動資産	521	679	5	30	40	117		93	5	404
貸 付 信 託	1,481	3,011						2,093		
有 価 証 券	225	13,269						1,074		
長期貸付金		12,246								
組合員貸付金		7,263							9,521	
投資不動産										
土地				22		281				
建物				77	80	1,656				4
その他の固定資産		510	16	40	62	1,187		2	2	45
繰延勘定						15				
計	2,91539,322	68	457	280	3,666	0,3	3,446	9,576		502
(貸方)										
組合員貯金	458	23	2	7	15	106	0,1	101	149	179
その他の流動負債					66	2,573	0,2		9,337	267
長期借入金					26	455		3	75	52
諸引当金				22	69	532		38	15	4
準備金、積立金	2,01839,299		6	121	87					
剰余金	439		34	307	43					
計	2,91539,322	68	457	280	3,666	0,3	3,446	9,576		502